

○駒澤大学進級規程

平成18年4月1日

制定

改正 平成26年4月1日

平成30年4月1日

令和2年11月26日

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学学則第14条に基づき駒澤大学（以下「本大学」という。）の学生の教育並びに修学指導の充実を図るため、進級及び在学について必要な事項を定める。

2 医療健康科学部に所属する学生の進級及び在学について必要な事項は、別に定める。

(進級基準単位)

第2条 学生が2年次終了までに、卒業に必要な単位のうち40単位（以下「基準単位数」という。）以上を修得した場合は、3年次に進級することができる。その時点までに修得した卒業に必要な単位が基準単位数に満たない場合は、3年次に進級することができない。

(修学指導)

第3条 学生が次に掲げる修学状況である場合は、当該学生に対して適切な修学指導を行うとともに、保証人に対して文書で当該学生が学業に精励するよう促すことを求める。

(1) 学生が1年次終了時点で、修得単位数が19単位以下の場合、またはGPA値が1.00未満の場合

(2) 学生が2年次終了時点で、前条に定める基準単位数に対して修得単位数が不足する場合

(3) 学生が3年次末終了時点で、修得単位数不足により次年度の卒業未了が確定した場合

(4) その他学部学科で指導の必要を認めた場合。ただし指導に関する通達等は学部で行う。

(退学勧告)

第4条 学生が在学可能期間4年未満となった次の学年始めに、3年次への進級ができない場合には、本大学学則第57条第3項第2号を準用し、教授会の議を経て退学を勧告する。ただし、半期休学をした学生の取り扱いは別に定める。

(在学条件)

第5条 在学年数4年以上を経過する3年次の学生が、卒業に必要な単位を修得した場合でも、次年度4年次に進級し、1年間在学しなければ卒業することができない。

(休学原級)

第6条 進級は、学年始めをもって行う。ただし、前年度において1学年(通年)休学中の学生は、進級することができない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず平成29年度以前入学生については、2年次終了までに次に定める基準単位数以上を修得した場合は、3年次に進級することができる。基準単位数に満たない場合は、3年次に進級することができない。
 - (1) 平成25年度以前入学生(第3号及び第4号の学生を除く) 卒業に必要な単位のうち30単位(外国語必修IA又はIB2単位を含む)
 - (2) 平成26年度～平成29年度入学生(第3号及び第4号の学生除く) 卒業に必要な単位のうち30単位(外国語必修IAa及びIAbの2単位又はIBa及びIBbの2単位のどちらかを含む)
 - (3) 平成29年度以前入学生のうちグローバル・メディア・スタディーズ学部所属学生 卒業に必要な単位のうち30単位
 - (4) 平成29年度以前入学生のうち日本語を必修としている外国人留学生 卒業に必要な単位のうち30単位(外国語必修科目で2単位を含む)
- 3 前項に該当する学生については、第3条を適用するとともに、第4条に該当することとなったときは、同条を適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条第2項は、令和4年度以降に医療健康科学部1年次へ入学した学生から適用する。